

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

港北区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	港北区総合庁舎広告付き電気自動車用普通充電設備等の設置
事業の背景	<p>横浜市では、“SDGs 未来都市”として全国の自治体に先駆けて SDGs の実践に取り組んでいます。また、環境に関する観点からは 2050 年の脱炭素化の実現に向けて「横浜市温暖化対策実行計画」において「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、あらゆる脱温暖化取組を推進しています。</p> <p>その中の一つとして「低炭素交通の利用拡大」に取り組んでおり、電気自動車の普及やインフラ設備の設置促進などを推進しているところです。本事業は、民間事業者との連携を通じて電気自動車の普及促進につなげることを目指すものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>SDGs の視点</p> <p>この事業に取り組むことで、次の目標の達成につながると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリーシップで目標を達成しよう  </div>
内 容	<p>港北区総合庁舎の来庁者用駐車場に、①電気自動車用普通充電設備②広報用 LED ビジョンを設置していただく事業です。広報用 LED ビジョンでは、充電設備の位置や使い方及び港北区区政情報等を発信していただきます（詳細は、別添資料 ア電気自動車用普通充電設備仕様 及び イ広報用 LED ビジョン（広告掲出可能場所）をご確認ください。）。</p> <p>設置事業者様には、行政財産目的外使用料を市に納付していただきます。</p> <p>また、事業の実施に係る費用（別添資料 ア電気自動車用普通充電設備仕様を満たす設備の設置、保守管理、運営及び撤去、広告主の募集、電気料金等）を全て負担していただきます。</p> <hr/> <p>屋外広告物に該当します。屋外広告物条例第 9 条に基づく許可が必要です。</p> <p>また、広告掲出の想定箇所は同条例第 6 条第 1 項第 5 号に基づく禁止地域のため、広報用 LED ビジョン設置にあたり適用除外の許可手続きが必要です。</p>
施設所在地（場所）	横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1
施設の利用者数・利用者層等	<p>様々な世代の方々が各種手続のために区役所を訪れています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港北区人口：約 37 万人（令和 7 年 4 月 1 日時点） ・年間駐車場利用台数：約 12 万台（※） ・乳幼児健診受診者数（週 6 回開催）：約 8300 人（※） ・証明書等発行数：約 10 万件（戸籍・税関係）（※） <p>（※令和 6 年度）</p>
広報用 LED ビジョン設置場所	港北区役所 駐車場 (別添資料 イ広報用 LED ビジョン（広告掲出可能場所）のうち、「○駐車場平面図（広報用 LED ビジョン設置可能範囲）」をご参照ください。)

広報用 LED ビジョン 設置台数	1 台
広告掲出期間	令和 7 年 12 月 1 日 ～ 令和 10 年 11 月 30 日
	※ 1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 (下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 7 年 9 月 30 日 (火) ～ 令和 7 年 10 月 21 日 (火)
提案内容評価	令和 7 年 10 月下旬～11 月上旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和 7 年 10 月下旬～11 月上旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申込期限	<u>令和 7 年 10 月 21 日 (火) 午後 5 時 00 分</u>
申込方法	広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール、郵送又は F A X でご提出ください。 ※郵送の場合、申込期限必着
広告企画書 記載事項	(1) 市にとっての経費縮減効果（設備更新等にかかる費用）及びその算出根拠 (2) 掲出期間における収支計画 (3) 設置する電気自動車用普通充電設備及び広報用 LED ビジョンの仕様並びに運用・管理計画 (4) 広報用 LED ビジョン及び広告等の面積比率または表示面積 (5) メンテナンス方法（電気自動車用普通充電設備及び広報用 LED ビジョン） (6) 緊急時対応（設置物の破損及び故障等の対応） (7) 電気自動車用普通充電設備の維持管理における実績 (8) 広告事業における実績 (9) 広告の営業方針 (10) 案内表示の仕様 (11) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市にとっての経費縮減効果（設備更新等にかかる費用）及びその算出根拠市にとって十分な経費縮減効果があるか。</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</p> <p>(3) 設置する電気自動車用普通充電設備及び広報用 LED ビジョンの仕様並びに運用・管理計画 破損や倒壊、盗難等のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。次世代自動車の普及促進及び区政推進に繋がるか。</p> <p>(4) 広報用 LED ビジョン及び広告等の面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</p> <p>(5) メンテナンス方法（電気自動車用普通充電設備及び広報用 LED ビジョン）保守作業、データ収集方法・内容、頻度等が妥当であるか。</p> <p>(6) 緊急時対応（設置物の破損及び故障等の対応） 破損、若しくは故障し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。 庁舎のレイアウト変更への対応等が円滑に行えるか。</p> <p>(7) 電気自動車用普通充電設備の維持管理における実績（過去の実績）</p> <p>(8) 広告事業における実績（過去の実績）</p> <p>(9) 広告の営業方針 広告枠を区内事業者または近隣区を含む市内事業者をより多く選定する方針となっているか。</p> <p>(10) 案内表示の仕様 利用者にとってわかりやすい案内表示がされているか（来庁者が滞留しないよう、案内表示の内容がシンプルなものか）。外国語表示は可能か（英語、中国語、韓国語、やさしい日本語※）。</p> <p>※ やさしい日本語とは、「横浜市多言語広報方針」に基づき、日本語情報に「平仮名のルビ」を付すとともに、平易でわかりやすい表現による要約を添えて情報提供を行う際に使用するものです。 横浜市では、『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して』（第4版）において基準を設けています。 当該基準は、横浜市ホームページに掲載されています↓ URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/daiji/kijun.html</p> <p>(11) その他（行政サービスの向上につながるご提案等） 行政サービスの向上につながる提案等があるか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○港北区に設置する広告事業選考会において、広告企画書に記載された提案内容を、上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果、同点となった場合は、港北区広告事業選考会で再度審議のうえ、決定いたします。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○掲出 10 日営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合があります。 ○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 ○設置期間中の電気代については、年 1 回の精算払いとします（実費相当分）。また、負担する電気代を算定するにあたり、電力量計の新設や更新が必要な場合は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>屋外広告物に関する手続</p>	<p>○広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市港北区総務課</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-540-2208 /FAX 045-540-2209</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail ko-yosan@city.yokohama.lg.jp</p>

次頁あり

ア 電気自動車用普通充電設備

■設置する充電設備の仕様について

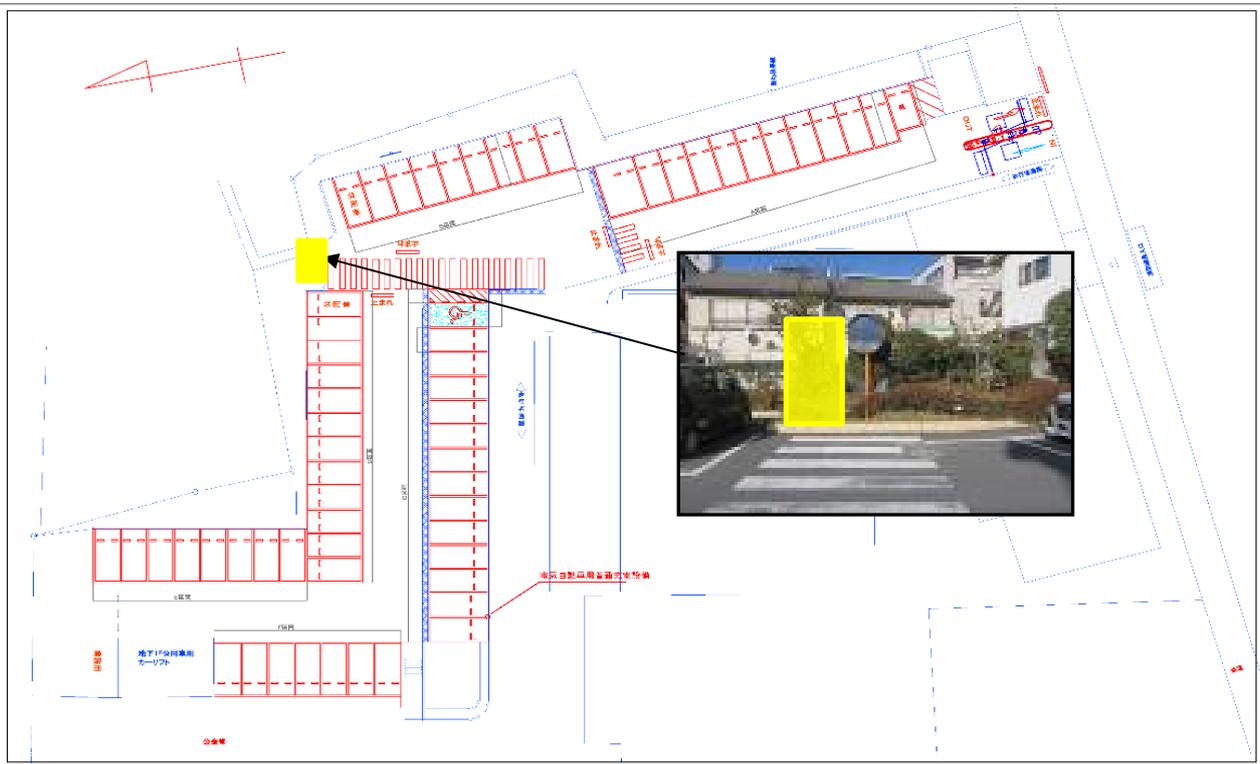
- (1) 利用時間は1回1時間（タイマー制御等による）、利用料金は無料とすること。
- (2) ユーザーの利用にあたっては、原則認証は不要とすること。
ただし、付加的サービスとしてアプリとの連携等によるサービス提供は可とするが、その場合はサービス内容について、事前に市と協議すること。
- (3) 設置する電気自動車用普通充電設備について、利用日時、利用時間及び利用回数等のデータを収集し、市にデータ提供をすること。提供内容及び方法については、事業者様の提案を基に協議を行い、決定する。
- (4) 電気自動車用普通充電設備には、広告事業による設置であることを表示する広報板等を設置すること。
- (5) その他、詳細な仕様については下記表の内容を満たすものであること。

電気自動車用普通充電設備仕様	
機種	単相AC200V 普通充電設備
出力	原則3.0kW相当
充電コネクタ	Mode 3対応
コネクタ数	1台
ケーブル長	7m相当
安全機能	漏電遮断、過電流保護機能
設置可能場所 防塵防水機能	屋外・屋内兼用 IP44相当以上に準拠
サイズ	横600mm×高さ1800mm×奥行600mm以内 (ケーブル・アンテナ・広報板部分を除く)

イ 広報用 LED ビジョン (広告掲出可能場所)

■募集対象施設・広告掲出可能場所の写真等

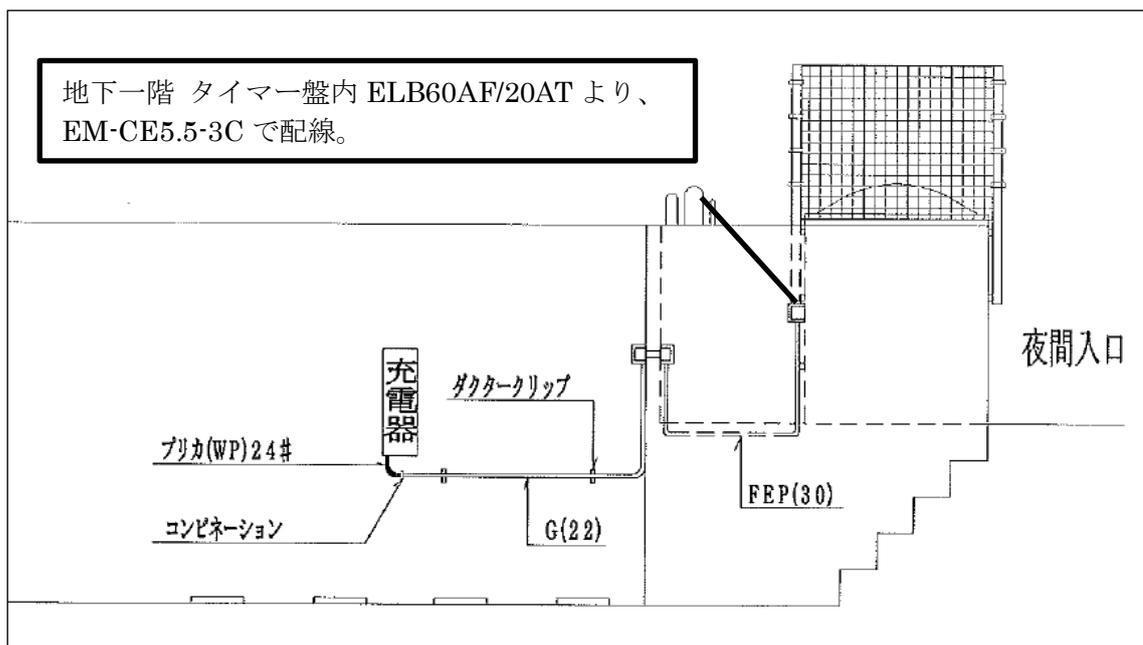
○駐車場平面図 (広報用 LED ビジョン設置可能範囲)



○広報用 LED ビジョンの仕様

広報用 LED ビジョン及び広告は、掲出可能範囲において事業者様の提案を基に協議を行い、決定する。

【駐車場展開図 (既設充電設備設置場所)】



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	港北区総合庁舎広告付き電気自動車用普通充電設備等の設置		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）